

第 246 回  
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 11 号

令和 6 年 11 月 5 日かすみがうら市農業委員会告示第 11 号をもって、令和 6 年 11 月 11 日（月）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 246 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 6 年 11 月 11 日（月） 午後 2 時 00 分開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番 石塚 洋二	2 番 麻生 登美子	3 番 豊崎 静代	5 番 佐賀 正治
6 番 井坂 孝雄	7 番 齋藤 務	8 番 廣瀬 栄二	9 番 小倉 達也
10 番 宮本 康子	11 番 岡部 正仁	12 番 矢口 明之	13 番 福田 美保
14 番 関 宏幸	15 番 飯田 敬市		

4. 欠席委員

4 番 中山 峰雄

5. 説明のため出席した者

事務局長 小泉 一司 係長 青山 哲士 主幹 関根 治彦

6. 議事録署名委員

3 番 豊崎 静代 5 番 佐賀 正治

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について  
報告第37号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第38号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について  
議案第63号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について  
議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第65号 現況証明願の交付決定について  
議案第66号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第67号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後 2 時 49 分開会

<p>事務局長</p>	<p>只今から、令和6年 第246回農業委員会総会を開会いたします。  只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております。  よって総会は成立しております。  なお、委員会会議規則第4条により、4番 中山 峰雄委員から欠席届が提出されております。  それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(会長あいさつ)  (諸般の報告朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。  議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、3番 豊崎 静代委員、5番 佐賀 正治委員を指名いたします。  なお、本日の会議書記は、事務局の関根主幹を指名いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に 日程の決定について、お諮りいたします。  只今から 午後5時までとしたいと思いますが、いかがですか。</p>
<p>議長</p>	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に報告第37号から第39号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、質疑に入ります。  報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>

議長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第 63 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
9 番 小倉 達也	<p>11 月 1 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、廣瀬委員と石塚委員と私、小倉の 3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。 番号 1 番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 600m 東に位置する田 2 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。梨を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 2 番の●●●●●の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 900m 南東に位置する田 1 筆、●●●●●●●、●●●、●●●の農地は約 700m 北東に位置する田 3 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 3 番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 700m 南東に位置する畑 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。粟を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 4 番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 400m 北西に位置する田 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。</p>



議長	次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますか。  ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 3 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
3 番 豊崎 静代	申請番号 3 番について、受人になっている方の年齢が 92 歳と高齢なのですが、申請事由が農業経営規模拡大のため受人となっていますが、この先大丈夫なのでしょうか。
事務局	質問にお答えします。年齢から考えると、今後どうなのかと思われませんが、農地法の審査段階で年齢要件が無いので、経営規模がどれ位あるのかを申請書が提出される段階で内容の判断をします。申請要件が整えば申請を受理します。また、この方は、隣の農地を所有しており、一体的に活用する目的で申請を上げてきたと思われるので、年齢要件に関係なく許可要件に抵触しない限りは案件として審議いただくことになります。
3 番 豊崎 静代	わかりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長	<p>次に、番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 5 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 5 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 5 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 6 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 6 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 6 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>





議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
3番 豊崎 静代	<p>先月、私が水稻作付している近くの太陽光施設で、連休中セキュリティが鳴り続けいたので、近隣住民から、鳴り続けてうるさいと相談を受けました。太陽光の所有者に連絡がつかないため、警察に連絡し警察が探していた経緯がありました。住民が連絡とり易くないと困るのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>太陽光の農地転用を審議していただいております。設置してからの管理に関しましては環境保全課所管条例等になります。個々での責任は不許可には当たりません。申請を受理する際には連絡先等は把握しております。転用許可しますと農地としての指導ではなくなります。環境保全課所管条例等の申請の中でも連絡先等も把握しており、担当課からの指導、または、警察への相談するようになります。</p>
3番 豊崎 静代	<p>わかりました。</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますか。  ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 3 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 5 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 5 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>



議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第 65 号 2 件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 66 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)</p>

議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 66 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、議案第 66 号は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第 67 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
議長	それでは、ご説明いたします。 （事務局説明）
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますか。
7 番 齋藤 務	確認ですけど、中間管理機構を通しての貸借の場合に基本的に代金支払いは口座振込という認識でいたのですが、申請番号 1-1 に関して、水稻で 10 a 当たり 90 kg 分の現金とありますがなぜですか。
事務局	農林水産課に確認したところ対応可能とのことでした。
7 番 齋藤 務	農林水産課からの説明で、来春以降、中間管理機構を通して三者間の貸借に一本化されるのですが、現金のやり取りは基本的になくなるから、米の価格が年々変化あるような場合には農協の概算払いにするとかと言うように、伺った記憶があるのですが。今回新規で中間管理機構で結ぶ中で現金での貸借が成り立つことは、来春からの一本化に向けて矛盾を感じるのですが。

事務局	<p>3月末までは今までの利用権設定を結ぶ事は可能で、これから6年間は現金での支払いを活用することはできます。4月からの新規の方は中間管理機構一本化になりますので、できるだけ口座振込でご協力願いたいとお願いをしていきます。ただ、どうしても現金でお願いしたいと言う人は考慮していくのかと思われます。</p>
7番 齋藤 務	<p>わかりましたけど、本音と建前ではないですけど、今回の中間管理機構を通しての貸借は、10a 当たり 90 kg分の現金で間違えではないのですね。</p>
事務局	<p>はい、その様に確認しております。</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 67 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 67 号は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p>
議長	<p>来月の総会は、12月10日(火)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、佐賀 正治委員、岡部 正仁委員、福田 美保委員です。 日時は、12月3日(火)午前9時から、霞ヶ浦庁舎小会議室2といたします。 よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第 246 回農業委員会総会を閉会いたします。 慎重審議、大変ご苦勞様でした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 飯 田 敬 市

署 名 委 員 豊 崎 静 代

署 名 委 員 佐 賀 正 治